

令和2年第 6回  
総会  
6月

## 白井市農業委員会会議録

令和2年6月9日 開会

令和2年6月9日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

令和2年6月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

- 2. 秋 谷 茂 男
- 6. 山 崎 雅 巳
- 7. 伊 藤 治

新型コロナウイルス感染予防対策のため担当地区委員のみ出席。

傍聴者なし。

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月23日火曜日
- ・事前審査会(案) 7月 2日木曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総 会(案) 7月 9日木曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年6月定例総会に出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルスに関しましては、緊急事態宣言が5月25日に全国的に解除されたのですが、その後、北九州とか東京都におかれましては、感染者が増えているようでございます。

幸い白井市におかれましては、感染者が増えていないようですので、このまま増えないことを願うところでございます。

それから、例年ですと、これから梅雨の時期に入ろうとしておりますが、今日は気温のほうも大分高くなっております。

委員の皆様におかれましては、健康管理に十分気をつけていただきまして、農作業等頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席

委員が過半数に達したため、これより令和2年6月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、根本孝一委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局の岡田です。

議案第1号につきまして、御説明をいたします。

それではまず、1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について。

下記のとおり、農業委員会等に関する法律第17条の規定による農地利用最適化推進委員を委嘱したいので、提出いたします。

令和2年6月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、お手元の資料で、3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが農業委員会等に関する法律で、抜粋による第17条、農地利用最適化推進委員の委嘱についての規定が記載されています。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定がされているところでございます。

また、資料の中には、記載はないのですが、同じ法律の第19条第9項の規定には、農業委員会は推進委員を委嘱しようとするときは、農業者等に対し候補者の推薦を求めることができる。

推進委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定がされております。

農業委員会では、その農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱というものを農業委員会で設けておりまして、その要綱に基づき、推進委員を選任するための手続をこのたび行ってきたところでございます。

それでは、資料のほう4ページを御覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、もう既に白井市のホームページに掲載をしているものですが、**「農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」第9条第2項の規定によりまして、候補者の選定委員会を今年の3月10日に開催をしたところ**です。

そこで、推薦ですとか応募のありました8名の方々について、評価をした結果となっております。

評価事項につきましては、4ページの一番下の5のところになりますけれども、最

後になりますが、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であること。

それから、破産手続の開始の決定を受けて、復権をしていない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

それから最後が、新たな農業委員と兼ねていない者であること。

その三つの項目を評価しているところでございます。

この評価をしている方々というのは、3番の出席者のところに、農業委員会会長の笠井会長、それから中村教雄会長代理、山崎信男さん、農研の会長さん、あとは市の職員で、こちらのほうに記載してある職員で評価を行ったというところでございます。

このようなことから、このたび、議案第1号の提出をしております。

それでは、資料の1ページをもう一度、戻っていただければと思います。

1番、齊藤和博、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

担当区域は神々廻です。

2番、小松隆夫、住所、生年月日は記載のとおりで、任期についても同様です。

担当区域は、名内・小名内・今井・河原子です。

次のページで、3番、小林幸子、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期についても同様です。

担当区域は、中・富塚です。

4番、押田勝巳、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期も同様です。

担当区域は、木・折立・中木戸です。

5番、海老原菊夫、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期は同様です。

担当区域は、平塚となっております。

6番、高宮正明、住所、生年月日は記載のとおりで、任期についても同様です。

担当区域は、十余一・清戸・谷田・武西です。

7番、中嶋健次、住所、生年月日は記載のとおりとなっております。

任期についても同様です。

担当区域は、白井木戸・七次・富士となっております。

最後の8番、秋本善久、住所、生年月日は記載のとおりで、任期も同様です。

担当区域は、白井・復となっております。

以上、8名を農地利用最適化推進委員として委嘱をしたいということで、本日審議をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。  
本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告は  
ございません。  
これより質疑に入らせていただきます。  
質疑のある方は挙手をお願いします。  
ございませんか。  
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号  
白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決を行います。  
承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。  
議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認することに可決  
します。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。  
先ほど、議案第1号で4ページ、5ページの資料のところなのですが、少し付け加  
えの説明をさせていただきたいと思います。  
私、説明を忘れてしまったのですが、5ページのところに評価結果ということで、  
全員8名の方のお名前と、その住所が全部入っているのですが、実際にホームページに  
掲載しているものは、その住所についての地番等は全て消したものが公表され  
ておりますので、こちらのようものは全部出ているわけではないということで、  
御理解を頂きたいと思います。  
続いて、それでは、議案の第2号について御説明いたします。  
農地法第3条の規定による許可申請について。  
下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので  
提出いたします。  
令和2年6月9日提出。  
白井市農業委員会会長、笠井行雄。  
それでは、1番を御覧ください。  
根字溜の一筆でございます。  
地目（現況）、共に畑となっております。  
地積については、2,298平方メートルです。  
権利者につきましては、記載のしてあるとおりでございます、経営面積は145ア  
ールとなっております。

義務者についても、記載のとおりです。

事由につきましては、所有権移転の売買となります。

続いて、2番。

今井字屋敷廻の一筆となっております。

地目（現況）、共に田でございます。

地積は714平方メートルです。

権利者につきましては、記載のとおりでございます。

なお、経営面積は381アールとなっております。

義務者につきましても、こちらに記載をしてあるとおりでございます。

事由につきましては、所有権移転の売買となります。

簡単でございますが、議案第2号の説明を終わりにします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員

2班班長の今井です。

議案第2号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者、義務者の代理人として、JAとうかつ中央の職員の方が出席されました。

申請地は、市役所から西南西に約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、きれいに耕してありました。

義務者の方は、申請地を含めて3カ所の畑を相続したのですが、会社員なので耕作することができず、誰か耕作してくれる人を探していたそうです。

柏市泉にある畑の隣が権利者の方の畑でして、双方で話し合いをしたところ、3カ所まとめてならばということで、今回の申請となったそうです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機1台、トラクター2台、動噴1台、トラック1台で、農機具はそろっています。

労働力は4人です。

年間従事日数は280日で、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、2番について報告いたします。

資料は2番です。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人として測量会社の方が出席されました。  
申請地は、市役所から北へ約6キロメートルに位置しています。  
申請地の現状は、きちんと田植えがされていました。  
義務者の方は高齢で、この先耕作できないので、権利者の方に譲ることにしたそうです。

権利者の方は、この申請地のすぐ近くの田んぼも耕作しています。  
次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。  
権利者の所有している農機具は、農用車3台、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台で、農機具はそろっています。  
労働力は4人です。  
年間従事日数は、本人は120日ですが、御両親は300日で技術力もあります。  
面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。  
以上のことから、本案件は許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 根地区担当推進委員の伊藤です。  
いきさつについては、班長の報告どおりです。  
また、権利者は、ほうぼうに農地を所有して、既に白井でも耕作しており、農機具の運搬等も問題ないとのことでした。  
当面は御両親の協力の下、耕作されるそうです。  
また、許可後、速やかに作物を植付けし、販路は市場に出荷するとのことでした。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
2番について、最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 最適化推進委員の秋谷です。  
権利者の方に話を聞きました。  
申請地は、今まで違う人に耕作をしてもらっていたのですが、その人ができなくなってしまい、耕作放棄地になってしまうことを義務者は心配していたそうです。  
そこで、友人である権利者の方の父親に相談があり、近くに耕作している田んぼがあるので引き受けたそうです。  
義務者は高齢で後継者もなく、今後のことを考えて売買したそうです。



現在は田植えがされており、きれいに管理されています。  
権利者の方は、両親と共に水田、畑作を広く経営しており、問題がないと考えられます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 農業委員の根本です。

2番のほうについてなのですが、住民票がついているのですけれども、これと年齢が53歳となっていますけれども、違うような気がするのですけれども、これは大丈夫ですか。

2カ所ぐらい53歳と書いてあるのがあるのですけれども、多分ちょっとした間違いだと思うのですけれども。

笠井会長 今井委員。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

事前審査のときに、差替えの書類があったのですけれども、それには42歳ということになっています。

根本孝一委員 差替えがあるということであれば、分かりました。

笠井会長 ほかにございますか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年6月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番についてでございますが、清戸字大崎の7筆でございます。

地目（現況）は、共に田となっております。

地積の合計につきましては、5,515平方メートルです。

権利者及び義務者につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

申請事由につきましては、一時転用の農地造成です。

続いて、2番、清戸字北方前の5筆となっております。

地目（現況）、共に田でございます。

地積の合計については、1,102平方メートルです。

権利者及び義務者は、記載のとおりでございます。

申請事由につきましては、一時転用の農地造成となっております。

続いて、8ページ、3番になりますが、清戸字北方前の2筆でございます。地目（現況）、共に田となっております。

地積は合計で、309平方メートルです。

権利者及び義務者は、記載のとおりでございます。

申請事由につきましては、一時転用の農地造成でございます。

4番、清戸字北方前の1筆でございます。地目（現況）、共に田となっております。

地積は763平方メートルです。

権利者及び義務者は、記載のとおりでございます。

申請事由につきましては、一時転用の農地造成となっております。

以上で、議案の第3号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長の今井です。

議案第3号、5条申請に係る調査報告を行います。

資料は3番です。

当日は、権利者の代理人として設計会社の方が、義務者の代理人として実際耕作する地元の方が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約2.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、第一種農地として判断いたしました。

転用目的は農地造成、一時転用です。

義務者の方は、御主人が亡くなってしまい耕作ができなくなり、現地は休耕田として長く放置されていて、当日も1.5メートルぐらいの草が伸びている状態でした。

資料3の15の図のように、申請面積5,415平米のうち、2,905平米の上部を削り、残りの面積のほうに盛り、低くした2,905平米の部分に新しく土砂を搬入し農地造成し、造成後は大豆の栽培をするそうです。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後、速やかに事業に着手するものと思われます。隣接の所有者への説明でも、特に意見はないとのことでした。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、2番、3番、4番は関連しておりますので、一括して報告いたします。

資料は4番、5番、6番です。

当日の出席者は、義務者の代理人でもある権利者の設計会社の方と耕作する地元の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約2.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、第一種農地として判断いたしました。

この土地は以前、許可を受けずに埋立てをした農地でありまして、市の環境課の指導により元どおりの農地に復元をされ、今回改めて農地造成を行う申請となりました。次に、一般基準ですが、転用目的は農地造成、一時転用で、それぞれ1,102平米、309平米、763平米であり、面積妥当と思われます。

なお、資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

隣接農地所有者への説明でも、特に意見はないとのことでした。

以上のことから、立地基準、一般基準共、何ら問題ないものと思われます。

これで報告を終わります。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員

農業委員の内藤です。

先日、義務者の3名にお会いして、お話を伺ってきました。

今回、なぜ田を埋めて農地造成をするかという、先ほど班長の説明とかぶっちゃうのですけれども、数年前、御主人が亡くなり、現在農業をしておらず、荒れてしまっている田をどうにかしたいと思っていたそうです。

そうすると、同じ地区の農家が田を埋めて畑にして、きれいに耕作しているのを見て、その方に相談をしたそうです。

すると、埋め立てて畑にすれば、大豆を耕作してくれるということで決断したそうです。

それと、次の3番、4番、5番ですけれども。

すみません、さっき義務者3人と言っちゃいましたけれども、1人ですね。

3人はこっちです。

その3人の人に会って、話を伺ってきました。

それで、この土地は、昨年埋立てたのですけれども、業者の違反が判明して原状復帰ということで、現在、元の田んぼに戻してあります。

今回の業者は、地元の先に経験した農家の紹介でやったようですけれども、その業者が農地造成するということは、皆さん把握して、きちりやってもらえるものと思っているそうです。

前回、全て書類をそろえて、前の業者に出してあったのですけれども、適当にやられてしまって憤りを感じている方もいらっしゃいました。

今回はしっかりやってくれるものと期待しているそうです。

耕作は、それぞれやる予定ではいるそうですが、4番の義務者は農家をやっていないので、先ほどの農家さんがやるということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

事前に配られた、この添付されている写真を見ると、前に出た案件とかの写真だと思うのですけれども、埋め立てて、現状、多分この方のあれで安心だからと今、内藤委員がおっしゃいましたけれども、現状、この写真だけ見ると、確かにきれいなのですが、何か作付けたりして、本当に信用があるのかなと。

内藤秀樹委員 今現在、見た畑というのは、小麦が作付してあって、まだまいたばかりで、本当はそろそろ取れる時点ですけれども、まだちょびちょびで、きれいにしてあって、小

麦がまいてあります。

きれいに耕作されています。

芦田恵子委員 地元で信頼できるのならいいのですけれども、あと大豆とかやるとなると、結局、今は白井の中でも、割と耕作放棄地がすごく増えているので、やがてはそういう田んぼを畑にしたりして、誰かがつくるといことが増えていくのかなと思ったので、こういう案件というのは、今後のことを考えると、すごく重要なのかなと思って質問しました。

だから、現状を見ていて、その後、耕作しているかどうかはすごく心配なのですよね。

また、やっても荒れちゃうというところもあるし、実際つくっているかどうかは、地元の方しか分からないと思うので、すごく大事なことなのかなと思って。

内藤秀樹委員 実際耕作されていて、それで、全部次からの耕作予定の方も地元の方なので、その辺は大丈夫だと思います。

芦田恵子委員 分かりました、ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番、3番、4番について、関連がありますので一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、3番、4番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年6月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

10ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。

11ページを御覧ください。

まず、一覧の案でございます。

まず、利用権を設定する農用地につきましては、1番としまして、河原子字小名内の1筆でございます、地目は畑となっております。

利用権設定面積は2,016平方メートルです。

設定する利用権につきましては賃貸借権で、内容は畑作です。

期間につきましては5年となっております。

賃料及び支払方法については、記載のとおりでございます。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料に記載のとおりであります。

なお、本件については、継続となっている案件でございます。

以上です

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、岡田です。

それでは、12ページを御覧いただきたいと思います。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年6月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

13ページは専決処分書となります。

まず、①番でございますが、農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件となります。

続いて、14ページから15ページを御覧ください。

②番といたしまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が8件となっております。

報告事項につきましては、以上となります。

続きまして、次第を御覧いただきたいと思えます。

表紙の次第を御覧ください。

4の(2)のその他のところでございますけれども、7月の事前審査会、総会の日程についてでございますが、まず、申請の受付締切りは6月23日の火曜日。

事前審査会の案といたしまして、7月2日木曜日としております。

担当は第1班で、午前9時から、災害対策室の2で開催をしたいと考えています。

総会の案につきましては、7月9日木曜日、午後4時から、同じく災害対策室の2で開催をしたいと考えています。

事務局からの報告は、以上でございます。

笠井会長 それでは、本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

どうも御苦労さまでした。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人